

遊漁船を利用される皆様へ（山口県日本海版）

水産動植物の採捕については、水産資源の保護培養、漁業取締り及び漁業調整を図るため、漁業関係法令等によって様々な規制が設けられています。

遊漁者の皆様も次のことを守って、遊漁を楽しんでください。

【遊漁者が使用できる漁具・行える漁法】

[県漁業調整規則]

- 「さお釣り」及び「手釣り」（トローリングを除く）
- 「たも網」及び「さで網」
- 「投網」（船舶を使用しないものに限る）
- 「やす」及び「は具」
- 「徒手採捕」

【体長制限】

次の魚については体長制限があります。制限よりも小さな魚はリリースしましょう。

ブリ（モジャコ）	（全長 15cm 以下）	[県漁業調整規則]
キジハタ	（全長 30cm 未満）	[委員会指示]
マダイ	（全長 15cm 以下）	[漁業者自主規制]
ヒラメ	（全長 25cm 以下）	[漁業者自主規制]
イサキ	（全長 20cm 以下、汐巻・見島漁場に限る）	[漁業者自主規制]
トラフグ	（全長 30cm 以下）	[委員会指示]
アマダイ	（全長 20cm 以下）	[漁業者自主規制]

【禁止区域】

[県漁業調整規則]

下関市厚島地先の保護水面では、魚類の採捕が禁止されています。

【特定水産動植物の採捕禁止】

[漁業法]

アワビ、ナマコ、シラスウナギ（全長 13cm 以下のウナギをいう。）は遊漁者による採捕が禁止されています。

【漁業権に係る制限】

[漁業法]

山口県日本海沿岸一帯は、漁業権が設定されており、漁業権内容物（サザエ、ウニ、タコ、ワカメなど）の採捕は禁止されています。

【その他の制限】

- ・爆発物又は有毒物を使用した水産動植物の採捕は禁止されています。[水産資源保護法]
- ・水中に電流を通じての水産動植物の採捕は禁止されています。[県漁業調整規則]
- ・油づけ餌の使用は禁止されています。[委員会指示]
- ・ひっかけ釣りによるトラフグの採捕は禁止されています。[委員会指示]
- ・集魚灯を使用して水産動植物を採捕する場合、集魚灯に使用する発電機の総設備容量は10kW 以下でなければなりません。[委員会指示]